

『模倣粗悪商品の重点分野における取締活動プラン（2019-2021）』 の配布に関する市場監督管理総局の通達

発表時間：2019-01-09 09:46 情報出所：市場監督管理総局

各省・自治区・直轄市及び新疆生産建設兵団の市場監督管理局（庁、委）へ

『模倣粗悪商品の重点分野における取締活動プラン（2019-2021）』を配布し、実態に合わせて貫徹実行されたい。

市場監督管理総局

2019年1月3日

模倣粗悪商品の重点分野における取締活動プラン（2019-2021）

模倣粗悪商品の製造・販売行為に厳重な打撃を与え、公平に競争する市場秩序を維持することは、日増しに強まる人民の良い暮らしに対するニーズを満たす上で必然的要件であり、法治化、国際化、円滑化した経営環境を作り上げるための重要な任務であり、我が国の経済のモデルチェンジとグレードアップを促進し、高品質発展を実現するための強力なサポートでもある。模倣粗悪商品の重点分野における取締を深く推進するために、本活動プランを制定した。

一、全体の要求事項

（一）指導的思想。習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指針として、第19回党大会、第19期中央委員会第2、第3回総会の精神を全面的に貫徹し、党中央及び国务院の定めた政策と手配を真剣に実行し、集中取締と日常監督管理の結び付けを堅持し、監督管理制度と仕組みの改革・イノベーションを実施し、重点分野及び重点市場に対する取締を強化し、模倣粗悪品関連の違法行為を厳正に調査処分し、法治化、国際化、円滑化した経営環境の継続的な改善を促進する。

（二）活動の目標。特別取締を安定したペースで秩序よく実施することにより、模倣粗悪商品に関する重大事件・重要事件を調査処分し、生産元及び流通ネットワークを浄化し、模倣粗悪商品の頻発・多発の傾向を効果的に抑制する。2021年までに、市場監督管理の総合法執行能力及び監督管理の現代化の水準が著しく向上し、業務の仕組みがさらに整備され、経営環境がさらに最適化され、国民がより安心して購入でき、より安心して使用でき、より安心して食事できるようになる。

（三）基本的原則。

問題指向の堅持。人民大衆の生命、健康、財産の安全に係る模倣粗悪商品の際立つ問題に重点を置き、継続的に特別取締を実行し、予防措置を絶え間なく完備し、系統的・地域的なリスクを効果的に取り除く。

協同の優位性の発揮。市場監督管理の綜合法執行上の体制上の優位性を発揮するよう注力し、監督管理の伝統的な方式から、地域横断的、フルチェーンの監督管理に転換するよう推進し、監督管理面の手落ちを防ぎ、法執行のパフォーマンスを向上させ、模倣粗悪商品の生産・供給・販売チェーンを着実に撲滅する。

技術的サポートの強化。法執行の監督管理における情報技術の研究開発・運用を強化し、市場監督管理の一体化した情報プラットフォームの構築に注力し、法違反の手がかりの発見、収集、選別、掘り起こし、早期警戒を強化することで、事前の予防、確実な取締りを実現する。

社会共治の推進。業界組織の自主規制の役目を発揮させ、企業の主体としての責任を具体化し、メディアや公衆が監督に関与するよう激励し、各当事者の積極性を十分に引き出し、多者関与の模倣粗悪取締の局面を成し遂げる。

二、農村市場での特別取締を集中的に進め、農村振興戦略の実施を助力する

(一) 農村市場での監督管理の度合いを強める。ランダムな抜き取り検査を重点とする日常的監督検査制度を完備し、食品、小型家電製品、トイレタリー用品、金具・電材等日用消費財を重点として、農村市場及び都市と農村の合流地域等模倣粗悪の頻発・多発するエリアに対する監督管理を強化し、事業者における仕入れ・販売台帳や供給証明請求制度の確立と整備を督促する。検査して発見した模倣粗悪商品、「3つの情報なし」商品については、遡ってその供給源を追究し、違法活動のまとめ役、実施者を掘り起こし、販売ネットワークを撲滅し、生産の源を整理し、無許可で生産経営する「闇の工房」「闇の拠点」を法により調査処理する。市場監督管理部門における調査処理の責務に該当しない無許可経営行為を発見した場合、直ちに関係部門に調査処理するよう通達し、農村の市場環境を浄化する。

(二) 農業資材及び農産物をめぐる特別法執行の集中実行。春の耕作、秋の種まき等重要な段階で、「農業資材ニセモノ撲滅を農村で」キャンペーンを集中的に実行し、化学肥料、農業機械及びその備品等製品に重点を置き、基準に合致しないもの、虚偽表示及び無許可生産等品質法違反行為を厳正に調査処理する。標準化、認証、計量、品質に関する法執行を強化し、強制国家基準又は明示の基準に適合しない製品の生産、粗悪品を優良品と偽るもの、不合格製品を合格製品と偽る等の違法行為を法により取り締まる。農産物商標及び地理的表示に対する保護を強化し、商標権侵害、ブランドの不正使用及び地理的表示の不正使用、偽造等の違法行為を法により調査処理し、権利者の合法的権益を着実に擁護する。

(三) 「パクリ食品」の取締を大いに強化する。生産の源、流通チャンネル、消費の末端から着手し、農村の「パクリ食品」を統括的に取り締まる。食品産業の集約する地域、農村の自由市場、小型工房、小型店舗及び認証取得企業や認証取得食品に対する監督管理を強化し、食品名称、包装、表示、商標等が同一又は近似する食品を重点として検査し、生

産事業者における食品安全上の主体としての責任を厳正に果たすよう督促する。反不正競争法執行を強化し、食品商標の保護を強化し、市場で混同を生じさせること、虚偽宣伝等の不正競争行為を厳正に調査処理しながら、法に違反した生産事業者及びそれに商標、広告、認証、包装等役務を提供する事業者については、法によりチェーン全体にわたって調査処理する。ラベルや表示に、特定の成分、含有量等を有すると声明した食品に対する監督検査を強化し、必要な場合には、監督として抜き取り検査を行う。抜き取り検査に不合格した食品には、食品の生産事業者において撤去、リコール等食品安全リスク抑制措置を講じるよう督促しながら、その法違反・規程違反行為を法により厳正に対処するよう、関連の食品生産経営企業所在地の市場監督管理部門に通報する。

(四) 虚偽・違法な広告を厳正に調査処理する。広告の誘導性に対する監督管理を強化し、医療、薬品、食品、健康食品、金融投資等分野の広告への監督管理力を強化する。重要な伝統的メディア、重要なインターネット媒体での広告に対する抜き取り検査・監視測定を際立たせ、特別取締業務の展開に合わせる特別監視測定を実施し、重大な活動、重要な祝祭日をめぐる重点的な監視測定を実施し、手がかりを発見した場合にはスピーディーに処置する。重点となる虚偽・違法な広告関連事件に対する処理監督を強化し、典型事件を定期的に公開して、怯えさせる働きを発揮する。虚偽・違法広告の取締に関する部局間合同会議を活用して、協同監督管理を強化し、部門間の監督管理・法執行の連携仕組み及び情報フィードバック・処理の仕組みを健全化する。薬品、医療器械、健康食品、特殊な医学用途配合食品の広告に関する審査の基準と手続を制定して打ち出す。

三、食品安全特別取締を集中的に実施し、国民の安全な食生活を保障する

(一) 特殊食品監督管理特別キャンペーンを展開する。「一老一小」(年配者と子供)に焦点を当て、健康食品及び乳幼児用調製食品に対する抜き取り検査に力を入れ、乳幼児用調製粉乳に対し、稼働中で許可取得した全企業及び食品安全関連の国家基準に定めてある検査項目をカバーする月々の抜き取り検査を引き続き実施し、監督としての抜き取り検査や不合格食品に対する処罰の結果を適時に社会に公表する。健康食品の品質安全向上キャンペーンを実施する。健康食品のラベル・表示、宣伝材料、広告等において許可を得ずに健康促進機能や疾病の予防又は治療機能があると公言し、虚偽の効果宣伝資料が含まれる等の違法行為、並びに、許可された内容通りの生産を行わず、勝手に生産プロセスを改変し、非食用物質(薬物)を不法添加する等の違法行為を重点として検査し、法により厳重に処罰する。流通段階の乳幼児用調製粉乳のラベルに対する特別検査を実施し、重点として、製品の調製法で登録したラベル通りの表示・注記であるかを検査し、各地の市場監督管理部門において、乳幼児用調製粉乳生産企業の体系検査時に指摘された問題点の「再確認」キャンペーンを実施するよう督促指導し、生産企業が、体系検査時に発見された問題点の是正措置を適切に実行するよう監督する。

(二) 学校内食品安全特別取締を強化する。教育部門と提携して、学校、幼稚園での食

品安全特別検査を継続的に実施し、学校の食品安全の監督管理を着実に強化し、学校、幼稚園に、食品安全の主体としての責任を厳正に果たすよう督促する。学生を主な提供対象者とする集団給食配送機構への検査を強化し、食品安全上の潜在的リスクの徹底調査と問題点の是正を強化し、食品安全関連の法違反・規則違反行為を厳正に調査処理する。教育部、衛生健康委員会に協力して、『学校食品安全と栄養健康管理規定』の研究・起草を行い、食品安全知識の学内普及活動を深く実施し、学生向け食品安全宣伝教育を強化しながら、保護者に、学校、教育部門及び市場監督管理部門による学校での食品安全監督の強化活動に積極的に協力するよう導く。

(三) 飲食の品質安全向上行動を推進する。飲食サービスにおける食品安全ランク別の管理制度を完備し、全国で逐次展開し、日常監督検査、リスクのランク付けと飲食サービスにおける食品安全ランク別の管理制度と有効につながるよう推進する。飲食サービスに関する食品安全の監督検査の根拠となるよう、『飲食サービスにおける食品安全監督検査操作マニュアル』を編集作成し、飲食サービス提供者において、食品安全管理を強化し、食品安全管理職員と従業員の教育を強化し、各種の食品安全制度の効果的な実施を確実に保障するよう督促する。ネット上飲食サービスの食品安全の監督管理を強化し、メディアで取り上げられたもの、大衆から広く関心が寄せられたネット上注文食品の安全上の問題点について、ネット上飲食サービスの食品安全特別検査を実施し、ネット上飲食サービスを行う第三者プラットフォーム及び加入した飲食サービス提供者において、『ネット上飲食サービスにおける食品安全監督管理弁法』等の規定を厳正に実行するよう督促する。麺類製品を加工・経営する飲食サービスを重点として、アルミニウム含有量の基準超過問題の特別取締を手配し、実施する。

(四) 食品安全面の早期警戒及び基準の関連業務を強化する。食品安全面の早期警戒のパターン及び食品補足検査、食品クイック検査等の作業方法を創出し、食品安全に関する国家基準の作成・改正に積極的に参加する。食品へのニセモノや粗悪品の混入、不法添加等についての検査法の研究開発を強化し、今後3年間に於いて、食品の補足検査の方法として30項目、研究開発して発表し、偽造・粗悪食品を撲滅する技術上の防御線を着実に構築し、食品の生産経営における悪弊を抑制する技術的手段を提供し、システムチックリスクを効果的に予防する。乳幼児向け食品、学内向け食品等社会的に注目度が高い食品問題について分析を強化し、権威性のある専門家に食品安全に関する消費注意又は解説文を作成してもらい、専門チームに消費注意の漫画・アニメーション又は動画を制作するよう依頼して、多角的に多様な形式で消費者向けに食品安全知識を普及し、消費意欲を高める。

四、電子商取引プラットフォーム特別取締を集中的に実施し、ネット上市場取引の環境を浄化する

(一) ネット上の違法な経営行為を厳正に調査処理する。ネット市場の秩序及び消費者の切実な利益に係る際立つ問題を重点として、虚偽宣伝、虚偽販促、さくら行為、権

利侵害・偽造冒用等の違法行為に対する監視測定と取締を強化する。ネット上で販売する食品、薬品、電子製品、半導体、自動車パーツ、児童用品、老人用品等、社会的な反響が集中しており、生命・健康に関わり、公的安全に影響する消費財を重点として、集中取締を手配、実施し、電子商取引分野の知的財産権侵害及び模倣粗悪商品の販売の違法行為を厳正に打撃し、公平に競争するネット取引秩序を着実に擁護し、安全で安心なネット上の消費環境を作り上げる。

(二) ネット取引プラットフォームに対する監督管理を強化する。行政事情聴取、行政指導、行政処罰、宣伝・誘導等の手段を総合的に運用し、ネット上取引プラットフォームの市場秩序に関する責任者意識を強化し、電子商取引事業者、特にプラットフォーム事業者、に、法定責任と義務の履行、経営行為の自律規範化を督促し、公平な競争を促進する。電子商取引事業者、に、首問制度を完備して「商品販売者、サービス提供者こそ責任を負う」原則に従って消費者からのクレームを適時に対処するよう督促する。ネット上取引プラットフォーム等の事業者において、賠償の先払い制度を確立し、完備して、紛争対処の効率を高めるよう激励し、誘導する。

(三) ネット上取引の監督管理力の向上に注力する。『電子商務法』の実施を全面的に貫徹し、『電子商務法』の教育宣伝及び関連する規程制度の作成・改正を真剣に整える。次世代の全国市場監督管理システムのネット監察プラットフォームの建設を加速推進し、ネット上監督管理プラットフォームの機能を最適化し、技術的手段を運用して法違反の手がかりの発見能力を向上させ、監視測定・監督管理の指向性と精確性を高める。電子データによる証拠収集技術及び証拠収集方式の最適化をめぐって、基礎的な法執行の実務の調査研究を深く実施し、電子データによる証拠収集に関する指導的意見を加速研究・制定し、ネット上違法事件の調査処理における証拠収集の難題を解決する。

(四) ネット上監督管理、総合取締を大いに促進する。ネット上市場監督管理合同会議の仕組みの役割を十分に発揮し、部門横断的な共同検査、共同聴取、共同戒告を大いに促進する。『電子商務法』と『食品安全法』『製品品質法』『消費者権益保護法』『商標法』『広告法』等の関連法律との執行上の繋がりを強化し、法的手段を総合的に運用し、市場監督管理の合力を強化する。業界組織及び社会公衆には、ともにネット市場の取締に参加するよう誘導し、業界の自主規制及び社会共治の役割を十分に発揮し、「相互補完、分業協力、円滑コミュニケーション、総合調整」のネット上市場監督管理の枠組みを次第に構築する。

五、認証分野の特別取締を集中的に実施し、認証市場の秩序を効果的に擁護する

(一) 無許可の CCC 認証製品を厳正に調査処理する。『国务院による品質認証体系づくりの強化、全面的な品質管理の促進に関する意見』を実施し、CCC 認証目録に載せられた製品の無認証出荷・販売・輸入、CCC 証書の偽造・冒用・売買、及び認証証書の取り消しや一時停止の間における認証要件不適合製品の継続出荷・販売・輸入等の違法行為を厳正に調査処理する。コード・ケーブル、小型家電製品、児童用品、電工製品、自動車、消防

用製品、有機製品の認証等の重点分野について、一部の地域の市場監督管理部門を取り込んで、現地の実体市場及び大型電子商取引プラットフォーム向けに認証の有効性の抜き取り検査をし、認証要件に適合しない証書取得製品を発見した場合、それを社会に公示し、関連の認証機構には、関係の規定に従って当該証書取得製品の処置を行うよう指導、督促する。証書取得企業や関連の認証機構は違法行為があった場合、法により厳重な調査処理を行う。

(二) 認証・測定市場への監督管理を強化する。検査・測定・認証機構と証書取得企業・製品に対する連携的な監督管理を強化し、管理システム・製品・役務等任意認証の分野における証書売買、虚偽認証等法違反・規程違反行為には、認証・測定の混乱状態に関する特別取締を集中して実施する。許可を得ずに認証活動を行ったり、許可を受けた範囲を超えて認証活動を行ったり、認証手続の増減や漏れがあった認証機構、及びデータ改ざん、虚偽の測定データや結果の発行等法違反・規程違反のあった検査・測定機構を、法により厳正に調査処理する。不法な検査・測定・認証活動の従事、及び認証証書又は認証マークの偽造、冒用、売買等の行為を厳しく取り締まり、認証の有効性と社会的信頼性を確実に保障する。

(三) 認証実施機構に対する特別監督を実施する。「2 ランダム、1 公開」（検査対象のランダム抽出、検査要員のランダム派遣、状況や結果の公開）という監督管理の要件を全面的に実行し、製品の強制認証、任意認証（システム、製品、サービス）等の分野の認証実施機構に対する特別監督活動を手配、実施し、監督管理の原則と目標を統一し、監督管理の系統性を強化する。認証実施機構の個々の特徴及び業界のリスクに応じ、認証記録の照合、認証機構と企業の現場での検査、認証結果の確認検査、認証要員の立ち合い検査等多様な方式で、実行機構への監督管理を実施し、問題がある機構を関係規定により厳重に処分する。

(四) CCC 認証製品のオンライン照合を強化する。CCC 認証における「雲橋」の役目を十分に発揮し、大型電子商取引プラットフォームの CCC 認証情報データとのドッキングを強化し、電子商取引プラットフォームにおける家電、玩具、コンセント等 CCC 認証製品のオンライン照合を行い、無許可又は証書の失効した製品を撤去する。CCC 認証のリスクの「2 方向」フィードバックの仕組みを確立し、電子商取引プラットフォームに対し、CCC 認証の品質リスクのプッシュと注意喚起を適時に行う。電子商取引プラットフォーム内部の抜き取り検査情報及び消費者から集中してフィードバックされた潜在的な安全上の危険の問題点を動的に収集し、認証製品のリスクの監視測定及びビッグデータによる監督管理を実施する。

六、撲滅と構築との融合を堅持し、模倣粗悪商品の取締制度と仕組みを確立し、健全化する

(一) クレーム通報の受付・対処の仕組みを完備する。元の工商、質検、食品・薬品、

物価、知的財産権等のクレーム通報用電話番号及び対外用として設置されたウェブサイト、携帯電話アプリ、ウィーチャット上の公式アカウント、ウィーチャット上のミニプログラム等のクレーム通報のルートを次第に統合し、一元化したクレーム通報受付ルールと業務規則を制定する。外部向けの電話番号「12315」と全国統一の受付プラットフォーム「12315」に集約して、より便利で効率的なクレーム通報用サービスを企業と社会公衆に提供し、事件の手がかりの出所やルートを広げていく。通報奨励制度を具体化し、模倣粗悪商品の製造・販売を通報する社会公衆の行動を激励し、一般社会の監督役割を十分に発揮し、模倣粗悪商品の居場所を減らす。

(二) 地域横断的な法執行・事件対処の連携の仕組みを確立する。模倣品製造・販売行為の地域横断化、チェーン化という特徴に応じ、地域横断的な手がかりの通報、証拠移送、事件の調査協力及び検査・鑑定の結果の相互承認等制度を模索して確立し、手がかりの発見、源の追跡、所属地での調査処理、協同行動の業務仕組みを完備し、模倣粗悪商品の生産、流通、販売に対しチェーン全体に亘って摘発を行う。法執行手続と基準の統一化の促進を加速し、行政区画の境を接する地域を統括して共同執行検査を強化し、監督管理の空白地帯を除去する。

(三) 新型の市場監督管理の仕組みの構築を加速する。「2 ランダム、1 公開」での監督管理を全面的に推進し、日常検査への「2 ランダム」方式の完全網羅化を次第に実現し、年間を通じた「2 ランダム」による抜き取り検査の対象企業が5%を占め、抜き取り検査の結果の公示率を100%とする。企業の信用の監督管理を強化し、企業関連情報の収集・共有を全面的に推進し、国家企業信用情報公示システムを通じて、法により一般に公示し、企業の情報開示、自己宣言と信用コミットメントを強化する。経営異常企業名簿、「ブラックリスト」と信用修復制度を確立、健全化し、連合懲戒の仕組みを完備し、個々の懲戒措置の具体化を促進する。

七、保障措置を完備し、模倣粗悪商品取締行動の実効性を確実に保障する

(一) 組織の引率を強化する。各地の市場監督管理部門は、模倣粗悪商品の取締作業の重要な意義を十分に認識し、組織の引率を強化し、任務の分業を明確にし、級別に責任を具体化する。本活動プランを現地の実態と結び付けた上で、現地の模倣粗悪の重点商品、重点市場及び重点地域を徹底調査して洗い出し、指向性の高い取締プラン、監督管理措置及び年間の進捗日程を検討して制定し、それぞれの業務を安定したペースで秩序よく推進し、3年間の取締目標を実現するよう確実に保障する。現場に対する監督・指導・検査を強化し、活動の中でぶつかる問題を適時に発見し、検討して解決し、地域横断的な事件の調整、対処を行い、重大・重要な事件を公示して処理を監督し、事件の調査処分が円滑に行われるよう確実に保障する。

(二) 法執行能力作りを強化する。行政法執行の体制改革を深化し、統一的・権威的・効率的な市場監督管理法執行システムを構築するという要求に応え、監督管理・法執行部

隊の統合を加速し、監督管理・法執行の職責を整理し、監督管理・法執行のルールを明らかにし、現場での法執行力を充実させ、監督管理の重点の下級移動を進める。市場監督管理の情報化取組を強化し、インテリジェント監督管理のレベルを向上させる。複数レベル、広い分野に及ぶ業務教育を幅広く実施し、法執行要員に責務履行に必要な業務知識を熟練レベルまで身につけさせ、事件対処の技能を向上させ、監督管理・法執行の科学化、規範化のレベルを高める。法執行・監督管理責任リスト制度の確立を加速し、障害許容・錯誤是正の仕組みを完備し、職責を果たした場合はリストどおりに免責され、果たさない場合はリストどおりに問責されるようにし、執行要員に対し、勇気を奮い起こして引き受け、積極的に行動するよう激励し、高資質でかつ専門化した法執行チーム作りに注力する。

(三) 宣伝及び世論による監視を強化する。報道機関のプラス誘導及び世論による監督の役割を發揮させ、テレビ、ラジオ放送、定期刊行物、ネット等の伝達経路を十分に活用し、模倣粗悪商品の取締に関する政策・措置、活動の進展と成果を大いに宣伝し、関連の法律法規や政策の解説を行い、消費に関する早期警戒と注意を適時に公表し、製品の偽造防止の知識等、模倣品識別・わな防止技能の啓発活動を実施し、典型的事件を公開して、違法者を怯えさせ、模倣粗悪商品不買の良好な社会的な雰囲気を作り出す。世論情勢への監視を強化し、模倣粗悪商品関連の話題に密に注目し、効果的な解決・対応措置を適時に制定し、疑問を釈明して困惑を解消することで、メディア及び一般からの関心に対応し、不実の騒ぎ立てを防ぐ。

出所：

2019年1月9日付け国家市場監督管理総局ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本語仮訳を作成

http://samr.saic.gov.cn/xw/yw/wjfb/201901/t20190109_279845.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。